

災害時における被災者支援に関する協定書

滋賀県彦根市

滋賀県行政書士会

災害時における被災者支援に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）と滋賀県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合において、被災者を支援するため実施する行政書士業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、彦根市内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士業務等（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、彦根市地域防災計画に基づき彦根市災害対策本部の設置を要するものをいう。

（支援業務の範囲）

第3条 支援業務の内容は、別表に掲げる業務とする。

（連絡体制等の整備）

第4条 甲および乙は、あらかじめ災害時における被災者支援に関する連絡体制を定めるとともに、常に必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙は、あらかじめ支援業務が実施できるよう必要な人員を確保し、災害時に動員する方法を定めておくものとする。

3 この協定の有効期間の中途において連絡体制等に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（支援の要請等）

第5条 甲は、支援業務の実施を必要とするときは、災害時業務依頼書（別記様式第1号。以下「依頼書」という。）により、乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請できるものとし、その後速やかに依頼書を乙に送付するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請（以下「要請」という。）を受けたときは、特段の事情のない限り、直ちに支援業務を実施するための措置を行い、甲の要請する場所に乙の会員を派遣するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、要請に基づき支援業務を実施したときは、業務実績報告書（別記様式第2号）に支援業務の実施を確認できる書類を添付して、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 要請に基づく支援業務の実施および第5条第2項の規定による派遣に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲が費用負担を乙に申し出た場合は、この限りではない。

(相談者の負担)

第8条 要請に基づく支援業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。ただし、印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者の負担とする。

(損害の補償)

第9条 要請に基づく支援業務を実施する際に、乙の会員が、他人に損害を与え、または負傷し、疾病にかかり、もしくは死亡した場合における補償については、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、甲は負担を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該日の属する年度の末尾までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲または乙がそれぞれの相手方に書面をもってこの協定を変更または終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和6年8月19日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市長 和田 裕行

乙 滋賀県大津市末広町2-1
滋賀県行政書士会
会長 奥野 慎太郎

別 表

1	罹災証明書の申請に関する事
2	自動車等の登録および抹消の申請に関する事
3	相続関係書類に関する事
4	許認可申請書類に関する事
5	権利義務および事実証明関係書類に関する事
6	仮設住宅の申込みに関する事
7	災害弔慰金等の申請に関する事
8	行政書士が行うことのできる税の減免等の申請に関する事
9	外国人の生活支援に関する事
10	戸籍、住民票等証明書の交付申請に関する事
11	被災者支援を目的とした相談窓口の開設および運営に関する事
12	その他行政書士法に定める業務および甲が必要と認める業務に関する事

別記様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

滋賀県行政書士会会長 様

彦根市長

災害時業務依頼書

災害時における被災者支援に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり支援を要請します。

要請担当者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電話、FAX 等 による要請 日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
要請内容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
備 考		

別記様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

彦根市長 様

滋賀県行政書士会会長

業務実績報告書

災害時における被災者支援に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり業務の実績を報告します。

業務内容	
場 所	
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
業務従事者	
備 考	